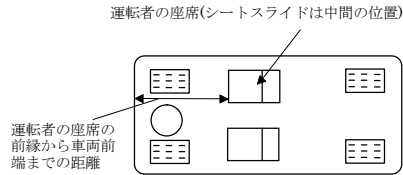


第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-03 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車 ② 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車 ③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車 ④ 二輪自動車 ⑤ 側車付二輪自動車 ⑥ 大型特殊自動車 ⑦ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ⑧ 被牽引自動車 (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体は、(1) の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 100 条第 8 項関係）  【表示】 ① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体 ② 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) FMVSS 208 又は CMVSS 208 に適合する車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とする。 (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 9 項関係） ① 次に掲げる全ての事項に該当するもの - ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの	8-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-29-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 178 条第 8 項関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車 ② 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車 ③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車 ④ 二輪自動車 ⑤ 側車付二輪自動車 ⑥ 大型特殊自動車 ⑦ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ⑧ 被牽引自動車 (2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 8 項関係）  【表示】

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(参考図)



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② UN R94 に適合する装置

7-29-2 欠番

7-29-3 欠番

7-29-4 適用関係の整理

[フルラップ前面衝突の適用除外]

(1) 次に掲げる自動車については、7-29-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第2項第3号から第5号関係）

① 平成7年12月31日（輸入自動車にあつては平成11年3月31日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。）

② 平成11年6月30日以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）であつて次に掲げるもの
ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車（原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有する自動車に限る。）

イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量2.8t以下の自動車

③ 平成12年6月30日以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）であつて次に掲げるもの
ア 専ら乗用の用に供する軽自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有する自動車に限る。）

イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であつて車両総重量2.8t以下の自動車

[フルラップ前面衝突の旧基準適用]

(2) 次に掲げる自動車については、7-29-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第23項関係）

① 平成30年8月31日以前に製作された自動車

② 平成30年9月1日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

8-29-2 欠番

8-29-3 欠番

8-29-4 適用関係の整理

[フルラップ前面衝突の適用除外]

(1) 次に掲げる自動車については、8-29-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第2項第3号から第5号関係）

① 平成7年12月31日（輸入自動車にあつては平成11年3月31日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。）

② 平成11年6月30日以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）であつて次に掲げるもの
ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車（原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有する自動車に限る。）

イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量2.8t以下の自動車

③ 平成12年6月30日以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）であつて次に掲げるもの
ア 専ら乗用の用に供する軽自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有する自動車に限る。）

イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であつて車両総重量2.8t以下の自動車

[フルラップ前面衝突の旧基準適用]

(2) 次に掲げる自動車については、8-29-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第23項関係）

① 平成30年8月31日以前に製作された自動車

② 平成30年9月1日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

イ 平成30年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

(3) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、7-29-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第32項関係）

[細目告示別添23 適用]

(4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-29-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第26項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては、令和5年8月31日以前に製作されたもの

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	輸入自動車以外の自動車	H30.8.31	R11.8.31
	輸入自動車	R2.8.31	R11.8.31
上記以外の自動車		R5.8.31	R11.8.31

[UN R137-00 適用]

(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-29-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第31項関係、適用関係告示第15条第28項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

イ 平成30年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

(3) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、8-29-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第32項関係）

[細目告示別添23 適用]

(4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-29-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第26項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては、令和5年8月31日以前に製作されたもの

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	輸入自動車以外の自動車	H30.8.31	R11.8.31
	輸入自動車	R2.8.31	R11.8.31
上記以外の自動車		R5.8.31	R11.8.31

[UN R137-00 適用]

(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-29-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第31項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあっては、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）	R2. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

[UN R137-01-S2 適用]

(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車（(7) の自動車を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-29-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 36 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
----	--------	-------

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）	R2. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

[UN R137-01-S2 適用]

(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-29-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 36 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
----	--------	-------

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

自動車

R9. 8. 31

R11. 8. 31

〔UN R137-01-S2 適用〕

(7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が2.8tを超え3.5t以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造のものを除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-29-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第37項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31

〔フルラップ前面衝突の適用除外〕

7-29-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。（適用関係告示第15条第2項第3号から第5号関係）

- ① 平成7年12月31日（輸入自動車にあつては平成11年3月31日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。）
- ② 平成11年6月30日以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）であつて次に掲げるもの

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

(改造等による変更のない使用過程車)

自動車

R9. 8. 31

R11. 8. 31

〔UN R137-01-S2 適用〕

(7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が2.8tを超え3.5t以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造のものを除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-29-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第37項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31

8-29-5 従前規定の適用①

7-29-5 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車（原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものに限る。） イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車 ③ 平成12年6月30日以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）であって次に掲げるもの ア 専ら乗用の用に供する軽自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものに限る。） イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車 【フルラップ前面衝突の旧基準適用】 7-29-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第23項関係） ① 平成30年8月31日以前に製作された自動車 ② 平成30年9月1日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成30年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの 7-29-6-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成27年6月15日付国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.8tを超えるもの ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 最高速度20km/h未満の自動車 ⑨ 被牽引自動車 (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体は、	8-29-6 従前規定の適用② 7-29-6の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

(1) の基準に適合するものとする。

① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体

② 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体

(3) FMVSS 208 又は CMVSS 208 に適合する車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とする。

(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1 (4) の規定を適用する。

【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】

7-29-7 従前規定の適用③

平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）

7-29-7-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 7-29-1 (1) に同じ。

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体は、(1) の基準に適合するものとする。

① 7-29-1 (2) ①に同じ。

② 7-29-1 (2) ②に同じ。

(3) FMVSS 208 又は CMVSS 208 に適合する車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とする。

(4) 7-29-1 (4) に同じ。

【細目告示別添 23 適用】

7-29-8 従前規定の適用④

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 26 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、令和 5 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用	輸入自動	H30.8.31	R11.8.31

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】

8-29-7 従前規定の適用③

平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）

8-29-7-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 8-29-1 (1) に同じ。

(2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

【細目告示別添 23 適用】

8-29-8 従前規定の適用④

7-29-8 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

に供する乗車 定員 10 人未満 の自動車（車両 総重量が 3.5t 未満のものに 限る。）	車以外の 自動車		
	輸入自動車	R2. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車		R5. 8. 31	R11. 8. 31

7-29-8-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

- ① 7-29-10 (1) ①に同じ。
- ② 7-29-10 (1) ②に同じ。
- ③ 7-29-10 (1) ③に同じ。
- ④ 7-29-10 (1) ④に同じ。
- ⑤ 7-29-10 (1) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-29-10 (1) ⑥に同じ。
- ⑦ 7-29-10 (1) ⑦に同じ。
- ⑧ 7-29-10 (1) ⑧に同じ。
- ⑨ 7-29-10 (1) ⑨に同じ。

(2) 7-29-1 (2) に同じ。

(3) 7-29-1 (3) に同じ。

(4) 7-29-1 (4) に同じ。

〔UN R137-00 適用〕

7-29-9 従前規定の適用⑤

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあつては、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分	指定等年	製作年月
----	------	------

〔UN R137-00 適用〕

8-29-9 従前規定の適用⑤

7-29-9 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

	月日	日
専ら乗用の用に供する乗車 定員 10 人未満の自動車（車 両総重量が 3.5t 未満のもの に限る。）	R2. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

7-29-9-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-00-S1 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。

この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。

- ① 7-29-10 (1) ①に同じ。
- ② 7-29-10 (1) ②に同じ。
- ③ 7-29-10 (1) ③に同じ。
- ④ 7-29-10 (1) ④に同じ。
- ⑤ 7-29-10 (1) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-29-10 (1) ⑥に同じ。
- ⑦ 7-29-10 (1) ⑦に同じ。
- ⑧ 7-29-10 (1) ⑧に同じ。
- ⑨ 7-29-10 (1) ⑨に同じ。

(2) 7-29-1 (2) に同じ。

(3) 7-29-1 (3) に同じ。

(4) 7-29-1 (4) に同じ。

【UN R137-01-S2 適用】

7-29-10 従前規定の適用⑥

次の表に掲げる区分に応じた自動車（7-29-11 の自動車を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 36 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに

【UN R137-01-S2 適用】

8-29-10 従前規定の適用⑥

7-29-10 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

限る。)と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R9.8.31	R11.8.31

7-29-10-1 性能要件(書面等による審査)

- (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S2の5.(5.2.6.から5.2.8.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。

この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 車両総重量2.8tを超える貨物の運送の用に供する自動車
- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ 大型特殊自動車
- ⑧ 最高速度20km/h未満の自動車
- ⑨ 被牽引自動車
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体は、(1)の基準に適合するものとする。
- ただし、7-12-1-2(1)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。



- ① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
- ② 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体

- (3) FMVSS 208 又は CMVSS 208 に適合する車枠及び車体であ

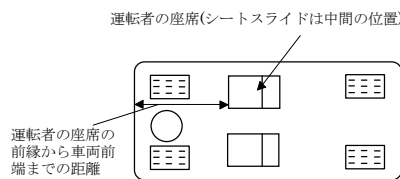
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

って、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とする。

- (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。

① 次に掲げる全ての事項に該当するもの

- ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの
（参考図）



- イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② UN R94 に適合する装置

[UN R137-01-S2 適用]

7-29-11 従前規定の適用⑦

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が2.8tを超え3.5t以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造の者を除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第37項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
（改造等による変更のない使用過程車）

[UN R137-01-S2 適用]

8-29-11 従前規定の適用⑦

7-29-11 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年 月日	製作年月 日
自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31

7-29-11-1 性能要件（書面等による審査）

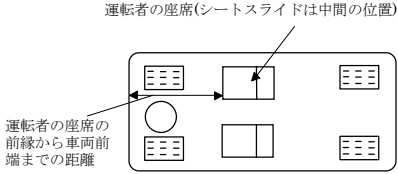
- (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S2 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。

この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車
 - ② 車両総重量 2.8t を超える貨物の運送の用に供する自動車
 - ③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車
 - ④ 二輪自動車
 - ⑤ 側車付二輪自動車
 - ⑥ 大型特殊自動車
 - ⑦ 最高速度 20km/h 未満の自動車
 - ⑧ 被牽引自動車
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体は、(1) の基準に適合するものとする。
- ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。



- ① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
 - ② 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
- (3) FMVSS 208 又は CMVSS 208 に適合する車枠及び車体であつて、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する車枠及び車体」とする。
- (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。
- ① 次に掲げる全ての事項に該当するもの
 - ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの (参考図) 運転者の座席(シートスライドは中間の位置)  イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの ② UN R94 に適合する装置	